JIS

鋳造機械－
高圧ダイカストマシンの安全要求事項

JIS B 6615：2026

（JDMMA/JSA）

令和 8 年 10 月 25 日　制定

日本産業標準調査会 審議

（日本規格協会 発行）

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
（部会長）	田 辺 新 一	早稲田大学
（委員）	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	片 山 英 樹	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	鐘 築 利 仁	一般財団法人日本規格協会
	鎌 田 敏 郎	大阪大学
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	小 山 明 男	明治大学
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	齋 藤 美 佳	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	俵 木 登美子	一般社団法人くすりの適正使用協議会
	水 流 聡 子	東京大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輌工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	増 井 慶次郎	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	山 根 敏	国立大学法人埼玉大学

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣　　制定：令和 8.10.25
官 報 掲 載 日：令和 8.10.26
原 案 作 成 者：日本ダイカストマシン工業会
（〒105-0011　東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 一般財団法人素形材センター内　TEL 03-6809-1509）
一般財団法人日本規格協会
（〒108-0073　東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti　TEL 050-1742-6017）
審 議 部 会：日本産業標準調査会　標準第一部会（部会長　田辺　新一）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課［〒100-8916　東京都千代田区霞が関 1-2-2　TEL 03-5253-1111（代表）］又は経済産業省産業イノベーション・環境局 国際標準課［〒100-8901　東京都千代田区霞が関 1-3-1　TEL 03-3501-1511（代表）］にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

目　次

ページ
序文 1
1　適用範囲 2
2　引用規格 2
3　用語及び定義 5
4　重大な危険源 10
4.1　一般 10
4.2　機械的危険源 10
4.3　電気的危険源及び制御装置による危険源 11
4.4　熱的危険源 11
4.5　火災の危険源 11
4.6　騒音の危険源 11
4.7　ガス，蒸気，煙及び粉じんによる危険源 11
4.8　人間工学の原則に反した機械設計による危険源 12
4.9　金型交換モード（セッティングモード）中の危険源 12
4.10　落下の危険源 12
4.11　コールドチャンバーダイカストマシンの危険源 12
4.12　ホットチャンバーダイカストマシンの危険源 13
4.13　油圧及び空気圧による危険源 13
5　安全要求事項及び／又は保護方策 13
5.1　一般 13
5.2　機械的特性 13
5.3　電気機器及び制御システム 18
5.4　熱的危険源に対する方策 20
5.5　油圧，空気圧及び可燃性流体 20
5.6　騒音 21
5.7　ガス，蒸気，煙及び粉じん 23
5.8　人間工学的側面 24
5.9　段取り時のダイカストマシン，インサート装置，取出装置，タイバー抜き装置及びその他周辺装置の保護方策 24
5.10　高所作業用足場の設計 25
5.11　コールドチャンバーダイカストマシンの追加保護方策 25
5.12　ホットチャンバーダイカストマシンの追加保護方策 25
6　安全要求事項及び／又は保護方策の検証 26
6A　安全要求事項及び保護方策の確認に対する追加保護方策 26
7　使用上の情報 27

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

ページ

7.1　一般 …… 27
7.2　警告装置及び安全標識 …… 27
7.3　附属文書 …… 28
7.4　マーキング …… 30
附属書 A（参考）例 …… 31
附属書 B（規定）EU 及び関連諸国の地域情報 …… 44
附属書 C（規定）中国の地域情報（騒音測定） …… 45
附属書 JA（参考）JIS B 6615 における各ガード開きに対する各動作とのインターロック表 …… 46
附属書 JB（参考）周辺装置・付帯設備の安全要求事項 …… 48
附属書 JC（参考）安全確認書の様式例 …… 52
参考文献 …… 54
附属書 JD（参考）JIS と対応国際規格との対比表 …… 55
解　説 …… 57

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は，産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき，日本ダイカストマシン工業会（JDMMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から，産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり，日本産業標準調査会の審議を経て，厚生労働大臣及び経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は，著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が，特許権，出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣，経済産業大臣及び日本産業標準調査会は，このような特許権，出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について，責任はもたない。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

白　　紙

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本産業規格　　JIS
B 6615：2026

鋳造機械－高圧ダイカストマシンの安全要求事項

Foundry machinery—
Safety requirements for high pressure die casting machines

序文

この規格は，2024 年に第 1 版として発行された **ISO 23063** を基とし，ダイカストマシンの安全レベルを高めるために技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお，この規格で，用語番号，箇条番号及び細分箇条番号の後に“A”から始まるラテン文字の大文字を付記した用語番号，箇条番号及び細分箇条並びに**附属書 JA～附属書 JC** は，対応国際規格にはない事項である。また，点線の下線を施してある箇所は，対応国際規格を変更している事項又は対応国際規格にはない参考事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて，**附属書 JD** に示す。

この規格は，**JIS B 9700** で示されたタイプ C 規格である。

この規格は，特に，機械の安全に関して市場参加者を代表する次の利害関係者に関係する。

－　機械製造業者（大・中・小各企業）
－　安全衛生関係者（規制当局，防災機関，市場監視当局など）

次に示すその他の利害関係者は，市場参加者を代表する利害関係者がこの規格を手段として達成する機械安全のレベルによって，影響を受ける可能性がある。

－　機械の使用者・従業員（大・中・小各企業）
－　機械の使用者・従業員（労働組合，特別なニーズをもつ人々のための組織など）
－　サービスの提供業者，例えば，整備会社（大・中・小各企業）
－　消費者（消費者が使用する機械の場合）

これらの利害関係者は，この規格の作成過程に参加する可能性が与えられていた。

関係する機械類，及び危険源，危険状態又は危険事象として扱う範囲は，この規格の適用範囲に示されている。

このタイプ C 規格の要求事項がタイプ A 規格又はタイプ B 規格に記載されているものと異なっている場合，このタイプ C 規格の要求事項に従って設計され，製造された機械には，他の規格の要求事項よりも，このタイプ C 規格の要求事項が優先される。

明確化のために，この規格には，予防措置の例を示しているが，これを唯一の解決策とみなすことは望ましくない。同等のレベルの安全が達成される場合には，同じリスク低減につながる他のあらゆる解決策も許容される。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。